

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、木内君、11番、川合君を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

5番、田畑君。

[5番 田畑隆章君登壇]

○5番(田畑隆章君) おはようございます。壇上から一般質問させていただきます。

項目は、1番目、1つしかないのですけれども、我が町の昆布漁復活の回復策について伺います。近年の海水温上昇は、すさまじいものがあります。漁業に従事されている方々の悩み、不漁の原因が、黒幕がここに現れた、いや、一部が顔を出したと思います。北前船で昆布やサケの交易が行われ、以来浜の豊かさの象徴であったサケ、三石昆布漁が厳しい状況に置かれています。困難な状況にある三石昆布に携わる方々のために町はどのように頑張ろうとしているのか、以下伺います。

1番目、三石昆布漁について現在の状況をどのように認識されているのか伺います。

2番目、三石昆布漁について回復の手だてをどのように検討されているのか伺います。

3番目、大学など研究機関や北海道の関係セクションとの連携をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) 新川水産林務課長。

[水産林務課長 新川兼一君登壇]

○水産林務課長(新川兼一君) おはようございます。私からは、田畑議員からの御質問の「我が町の三石昆布漁の回復策について」御答弁申し上げます。

当町で生育している天然の三石昆布は、主に水深5メートル以浅の浅海域に生息していることから、高水温の影響を受けやすく、その資源量は年々減少傾向にあります。特に令和5年から令和6年にかけては海水温の上昇が続いたことに加え、夏場のしけや波浪が少なかったことが影響し、生育不良や根の付着力の低下により流出した結果、大幅な減産となっております。

そこで、御質問の1点目、三石昆布漁について現在の状況をどのように認識されているのかについてでございますが、当町の漁業者のほとんどが従事しており、主要な漁業として位置づけし

ている三石昆布漁における近年の三石昆布の資源の減少やこれによる昆布漁の減産は、当町の基幹産業の一つである漁業を維持する上で重大な問題と捉えており、今後も長期にわたりこのような状況が続くことに対して危機感を募らせております。

続きまして、2点目の三石昆布漁について回復の手だてをどのように検討されているのかについてでございますが、近年の海洋環境の急激な変化などにより減少している三石昆布の資源回復は急務と考えており、川端議員の答弁でも触れましたが、全道的な昆布資源の減少に対し、現在北海道においてコンブ生産安定対策検討会議が令和6年8月に設置され、これまでの会議では昆布の生産推移、既存の取組状況、昆布の減少要因などが確認されるとともに、各地域の課題、要望について議論され、昆布の生産安定対策の素案が示されております。なお、今月中旬にも会議が予定されており、対策の決定後各地域での対応策について示されることとなっておりますことから、当町としましては引き続き昆布漁場の保全等の活動を推進するとともに、同会議から結果が示され次第その内容を精査し、当町海域における対策を検討するため漁業協同組合などの関係機関と協議を進めていかなければならないと考えております。

最後に、3点目の大学等研究機関や北海道の関係セクションとの連携をどのように考えているのかについてでございますが、大学等との連携につきましては令和5年8月に行いました昆布養殖試験の実施に向けた三石島舞地区の昆布漁業者との話し合いでは試験の実施には至らなかったものの、北海道大学の四ツ倉教授にもリモートで参加していただき、指導助言を受け、検討した経緯があり、現在も必要に応じて御協力をいただいているところでございます。また、当町における昆布の回復策の検討や効果的な実施のためには北海道の関係セクションの協力が必要であるとの認識から、取組の推進を図るべく日高地区水産技術普及指導所や地方独立行政法人北海道立総合研究機構、日高海域を管轄する栽培水産試験場といった試験研究機関からの技術的指導や助言を受けるとともに、北海道水産林務部や日高振興局水産課ともこれまで以上に連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上での答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 1点目の再質問をさせていただきます。

御答弁ありがとうございました。極めて同感するところなのですけれども、まず1点目、確認させていただきたいことがあります。町政執行方針の中の2点目、基幹産業の強化と新分野の産業創出の中、5ページでありますけれども、水産の中でまた近年の海洋環境の変化に対応するため関係機関と連携しながら効果的な対策の調査研究に取り組んでまいりますと述べられておりますが、三石昆布はこれに含まれているのかどうか確認したいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 三石昆布につきましても、調査研究の対象として考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) それでは、1点目ですけれども、2020年、北海道大学北方生物圏フィールド科学センターの四ツ倉典滋、当時は准教授でありましたが、このグループが海水温上昇に伴い日本の昆布は70年後にはほとんどいなくなるという衝撃的な論文を発表されました。私は、まさかという思いとまだ先だ、私が生きている間はそんなこと起きないと思っていました。しかし、地球温暖化と対馬暖流が津軽海峡を流れて日高沿岸の近くを流れ、日高の沿岸を強く暖める状況

は、私たちの皮膚感覚でも桜の超早期開花やサケの回帰不全、不漁など誰の目にも海水温上昇による影響が明らかだ。特に近年さらに強まっていると実感しています。町のお答えの危機感を募らせているというお答えも、実感として共有するところでもあります。いつかは昔のように冷たい海に戻る望みは極めて難しくなったと私は思います。同意しづらいと思いますが、町の見解はいかがでしょうか。

もう一つお聞きしたい。

○議長(福島尚人君) 田畑君、一問一答です。

○5番(田畑隆章君) 分かりました。

○議長(福島尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 三石昆布の資源の減少というのは、当町で漁業を行っている漁業者のほとんどが昆布漁を営んでいると捉えておりまして、生産の減産が地域の漁業に大きな影響を及ぼすということは、壇上でも答弁させていただきましたが、大変危惧しているところがございますので、この対策については早急に取り組んでいかなければならない課題だと認識してございます。

○議長(福島尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) さらに確認したいのは、このような海洋環境の中で南茅部など養殖昆布、マコンブですけれども、養殖昆布は影響を受けなかったのかどうか、この辺確認したいのですが。

○議長(福島尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 北海道内、特に道南のほうで養殖昆布が盛んに行われているという状況の中で北海道全体、ひいては日本全体、日本の海域全体で海水温が上昇しているもの、それがどのように影響を及ぼしているかというのは、考えますとやはり養殖を行っていく上でも天然の昆布が必要となっております。これは、天然の昆布を使って胞子を取って、その胞子を基に新たな養殖用の昆布を生育させていくという手順が今の昆布の養殖業の主流となっておりますので、その部分で天然の昆布がなくなると養殖自体も継続が難しくなっていくのではないかなというような状況が危惧されておりますので、そこら辺が現時点で、特に日本海側や道南のほうで磯焼けという事象がちょっと顕著である海域においては天然の昆布が少なくなっているということが今後影響を及ぼすのではないかなと考えております。

○議長(福島尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そういった点については、北海道の会議でも話されていて、危惧されているところと伺っています。ただ、近年この日高の沿岸でマコンブが見られるようになったというようなことも含めて環境が相当変わってきているのだ。そして、研究機関は日高昆布の養殖についても道南のほうで研究されていると聞いております。そういったことを含めて次の質問に参らせていただきますけれども、三石昆布、日高昆布は明治中期に宮部金吾さんが標準和名として三石昆布と名づけられ、全国的に有名なブランドでございます。おいしいということで有名です。近年の状況は、過去になかった江戸時代から連綿と出荷されてきた昆布漁ですが、近年厳しい状況に置かれています。関係する皆様は不安な状況で年が明け、今後どうするか、昆布漁の復活や模索する漁業者の皆様は町はしっかりと寄り添い、そして北海道や漁業協同組合と回復策を進めてまいりますといったアナウンスを水面下で、確定した事業はまだ表面ではないですけれども、水面下で一生懸命やられているこのアナウンスをしっかりしていただく必要があると思うの

ですけれども、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 地域の漁業者、資源の動向が不安定、もしくは減少しているという状況が大変心配されているという話も聞こえております。その中で現在取り組んでいる動向を地域にアナウンスしてはどうかという御質問ですけれども、やはり今現在当町のほうで収集している各種情報につきましては、その内容を十分精査して、そのときに必要な情報を適時提供していかねばならないと考えておりますので、今後も引き続きその認識の下、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 3点目の再質問でございますが、町政執行方針にあるように、調査研究を進める、これはとても大事なことです、お聞きします。

昆布の養殖は、海水温の上昇環境に対しても強く、安定した生産が見込めるものですが、この養殖法を導入するといっても技術支援を含めた調査研究は誰がどのように行うのか。試験研究には、幅広い経験と深い知識が必要です。過去のこの管内の昆布養殖試験は、事業化に至っていません。実現のためには大学や研究機関、企業などに研究委託、研究連携をするというのが現実的かと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 現在当町海域での昆布を主とした養殖に関して実証化にまだ至っていないという状況で、その対策を検討している最中でございます。その中で我々今考えておりますのは、それぞれ協力していただける機関と連携を取って、どのような取組を進めていくことが効果的であるのかというようなことを現在検討している最中でございますので、そこら辺も含めて引き続き関係機関と連携を取って、取組に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) もう一つ、試験研究には三石昆布漁を現在営んでいる漁師さんの積極的な関与が必要と考えます。そのための情報共有、あるいは視察研修、こういったことも大事な事業だと思っておりますが、いかがでしょうか。その講師さんには先ほどの四ツ倉教授、今回の北海道の機関の学術のほうの筆頭メンバーですけれども、四ツ倉教授にもお越しいただくのはもちろんですが、日高地区水産技術普及指導所の所長さんが函館、それから松前の養殖についてもとても詳しい方ですので、北海道との連携を深め、講師あるいはその他に御依頼されたらよいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 我々も常日頃より日高地区水産技術普及指導所、これ北海道の出先機関ではございますが、その所長はじめ職員の方、その方と対話する機会は設けるように心がけております。やはり専門家として知識も経験も豊富な方々がそろっておりますので、地域のほうで今後養殖等に向けた、もしくは昆布の資源回復に向けた話合い、その場において普及所の職員の方々の知識や情報を提供していただくことは大変有意義だと思っておりますので、今後そういった地域での情報共有の際には普及所に限らず適任者のほう、適任と思われる方を我々のほうからも含めて依頼して、会話、対話に努めていきたいなとは考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) さらになのですけれども、今までこういうことを考える必要がなかった時代を経てこういうことになっているわけなのですけれども、試験研究が成功した後の事業の本格的な横展開、試験が、研究が見通しがつくよというようなことになったときに横展開として相当な規模の事業となっていくのだらうと思います。そのときには横展開の方法、あるいは組織運営方法、それから個別漁業者の経営支援など、いろんな検討する必要が出てくるのだらうと思うのです。このためには組織、すなわち漁業協同組合とか漁業者とか漁業協同組合連合会とか北海道とか研究機関、そして町が連絡調整を密にしていく、そういった組織も必要になってくるのかなということは考えられるのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 壇上でも御答弁させていただきましたが、事業の実施に向けては、取組の実施に向けては関係機関と連携を強化していくと御答弁させていただいておりますけれども、事業化のめどが立って、それで終わりという認識は持ってございません。当然事業を進めていく中で新たな課題や問題が出てくる可能性がありますので、そういったことを踏まえすと、やは御質問にあった横のつながりということも継続していくことが大事だと考えております。現在まだ具体的にどのように体制を整えていくのかということはまだ決まっておりますけれども、事業を実施する、実施に向けて、それから実施後の取組の推進に向けて将来的に継続していくべきだというふうな認識の下、御質問のような組織の立ち上げからその運営といいますか、継続的な活用、そういう組織を使った活用して、情報共有する場を維持するということが大事だと考えておりますので、その際には必要に応じて立ち上げを検討していかなければならないと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) このように厳しい状況に浜の方々は置かれています。そういった中で、町長にはぜひその中に、状況が厳しい中に入られて、励ましていただければいいかなと思うのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 田畑議員から水産業をめぐる本当御心配の御質問をいただいているところでございますが、私も昨今の水産業をめぐる情勢というのは非常に厳しいと認識してございます。その上で、1月の臨時会でしたか、水産関係の皆さんに資材価格高騰ということで、次の漁においてもしっかりと取り組んでほしいということで、所要の金額を皆さんの御理解を得ながら交付してきているところでございまして、もう既に恐らく、もう3月入っていますので、事業者の皆さんには手に入れられたか、我々のほうから交付させていただいたと認識しておりますが、そういう中におきまして一番大事なのは、その地域で営んでいる方々が次のステップに行くかどうかということが一番重要だと思います。ステップをどうやって踏んでいただけるのか、そこには町も入りながら、あるいは関係機関のノウハウもいただきながらこういう状況、この方向にいったらこうなるのではないかとということを丁寧に地域の皆さんとお話することが大変重要だらうと思っております。昔の話をすれば日本会員側で磯焼けが起きて、それは今から30年以上前ですけれども、そのときに北海道として日本海対策というのを打ったことがあるのです。それは。国の事業を使ったものではなくて、北海道単独で日本海対策をやろうということで、主に水産、農業の現場でもやりましたけれども、そういう地域対策をやった事例もあるわけです。そういう中にお

いて、今養殖が本当に道南のほうで一生懸命やっておりますけれども、そういう時代背景を経て養殖のほうに踏み込まなければならないということをそこにいる事業者の皆さんが十分やっぱり理解しながら取り組むことが必要だと思っておりますので、町としてはそういうところをしっかりと情報提供しながら、漁業者の皆さんと一緒にやっていくことが重要だろうと思っています。

それと、各関係機関との連携につきましては、十分各関係機関の皆さんも心配していただいておりますので、それは私どもの海域に限ったことではなく、北海道の水産に対して心配していただいて、いろんな研究もされておりますので、そこでの連携については十分図ることが可能だろうと思っております。いずれにいたしましても、漁業者の皆さんに、私の両親の実家も昆布で昆布やっていたりして、水産業に携わっていたものですから、昆布漁の大変さ、オカマリの大変さ、私もやったことがありますけれども、それは十分認識しておりますが、そういう中においてやっぱり地域を守るためにはしっかりと町としても取り組めるところはやっていきたいと思っておりますのでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 御丁寧な御答弁ありがとうございました。しっかりと進めていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(福嶋尚人君) 説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時59分

---

再開 午前10時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

14番、橋本君。

[14番 橋本靖史君登壇]

○14番(橋本靖史君) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

新ひだか町の発展と持続可能なまちづくりを推進する上で、人づくりは私自身の最大のテーマであり、教育環境の充実こそが未来を切り開く鍵であると考えております。町内にある静内高校と静内農業高校は、新ひだか町の未来を担う人材の育成だけではなく、地域の活性化にも大きく貢献する重要な存在です。私自身も年に数回高校生と直接対話する機会がありますが、彼、彼女たちの若いエネルギーに触れるたびに大きな刺激を受け、議員活動の原動力となっております。しかしながら、御承知のとおり地元の高校2校は近年定員割れが続いており、本年も例外ではありません。特に町政執行方針でも述べられている静内農業高校については、存続の危機にあると言っても過言ではない状況です。また、現在の国会では高校教育費無償化も検討されており、高校間同士の生徒の奪い合いが激しくなり、地元高校ではない高校への生徒たちの流出が加速されると考えられます。一刻の猶予もない状況を踏まえ、町として高校の魅力向上にどのように関与し、具体的にどのような取組をサポートしているのか。そして、全国で自治体が主体的に高校に関わっている事例も多数あり、現状を改善するために地元自治体として積極的に関与すべきと考えますが、現状や今後の展望を伺いたいと思います。

質問のほうで、1点目、「魅力的な町内の高校づくりへの町としての関わり方や取組について」伺います。

その次に検定料助成について伺いたいと思います。御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 橋本君、項目別に質問してからやるのですけれども。

○14番(橋本靖史君) 失礼いたしました。再度質問させていただきます。

1つ目は「魅力的な町内の高校づくりへの町としての関わり方や取組について」、その質問に関しては、1、静内高校、静内農業高校との連携や取組は。

2、今後の方針、具体的な取組は。

3、全国の大学生と町内高校生徒との交流機会についての考えは。

4、近隣町であります新冠町との連携の考えは。

そして、次の大きな質問が「検定料助成について」です。1つ目が実用英語技能検定の助成率は。

2つ目は、日本漢字能力検定や日本数学能力検定など、ほかの検定料助成の考えはありますでしょうか。

以上、壇上からの一般質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

[企画課長 樋爪 旬君登壇]

○企画課長(樋爪 旬君) 橋本議員からの御質問の大きな1点目、「魅力的な町内の高校づくりへの町としての関わり方や取組について」御答弁申し上げます。

1つ目の静内高校、静内農業高校との連携や取組についてですが、現在町が高校を対象として実施している主な取組としましては、まず登下校への支援として町内の高校に就学する生徒へのバス通学定期券助成や静内農業高校への通学バス、デマンドによる静内高校通学便の運行などに取り組んでいるところでございます。

次に、グローバル人材の育成に係る支援として、英語検定料の助成や姉妹都市であるレキシントン市への青年交流派遣、ケンタッキー大学語学学校への短期留学などを実施し、英語力や国際感覚を身につける機会づくりに取り組んでおります。

また、生徒たちの学びや体験への支援として、町職員を派遣するなど地域課題に関する学習への協力、馬の歴史に関する講話、伝統的なアイヌ料理や刺しゅうの体験機会の提供、ライディングヒルズ静内を活用した実習や部活動支援、地域資源を活用した特産品開発を行う静農ブランド開発促進プロジェクトなども推進し、地域の特色を生かした様々な取組を実施しているほか、両校の生徒や教員に町が実施する公設学習塾や各種生涯学習事業へ参加していただくことで小中学生に地元高校への進学意識を高めてもらう取組も実施しているところでございます。

さらには、高校に関する情報発信の取組として、昨年の町広報紙11月号において特集記事を組み、それぞれの学校の特色や進学、就職実績、校長先生をはじめ在校生、卒業生のコメントなどを掲載し、両校の持つ魅力を発信したほか、不定期ではありますが、部活動での活躍やボランティアなどの地域活動についても町民に知っていただけるよう取り組んでいるところでございます。

次に、2つ目の今後の方針、具体的な取組につきましては、静内高校、静内農業高校ともに地域活性化の一翼も担っており、地域の発展や活力の維持などに欠かすことのできない大切な存在であると認識しておりますので、学校側と連携しながらその存続のために地元自治体として担うべき役割を果たしていきたいと考えております。その中で今後における基本的な方針として、町

としてはこれまで以上に特色ある学校づくりに取り組む必要があると考えることから、昨年夏に各高校と町教育委員会との懇談会を実施し、それぞれの学校の魅力や課題を共有し、今後とも互いの連携を深め、できることから取り組んでいくことを確認したところでございます。今後の取組としましては、前段で説明しました事業を継続していくほか、令和7年度から静内農業高校に対し町の給食センターから学校給食を提供し、生徒の健全な心身の発達を促すとともに、高校の魅力向上と持続的発展につなげることとしております。

次に、3つ目の全国の大学生と町内高校生との交流機会についての考えでございますが、静内高校、静内農業高校はどちらも道立高校でありますので、基本的には高校の考えによるものと思っておりますが、全国の大学生との交流機会について必要に応じて連携、サポートしてまいりたいと考えております。

次に、4つ目の新冠町との連携の考えはどの御質問ですが、現在当町で運行している農業高校の通学バスについては、新冠町から通う生徒も利用できるよう新冠町から負担金をいただく形で連携しております。また、新ひだか、新冠地域で組織する日高中部通年雇用促進協議会の主催になりますが、高校、新ひだか、新冠両町の職員、企業による情報交換会などを実施し、高校生の進路状況や両校が抱える課題などについて共有しているところです。今後も当町と新冠町が連携して取り組むことで効果を発揮するものがあれば、必要に応じて連携していきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) おはようございます。橋本議員から御質問の大きな項目の2点目、「検定料助成について」御答弁申し上げます。

1点目の実用英語技能検定の助成率については、英語検定料助成事業につきましては日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定を受験する児童生徒の保護者に対し受験料の一部を助成することにより英語検定の受験機会を拡大し、もって英語力及び学習意欲の向上並びにグローバル化に対応した人材を育成するため令和4年度から実施している事業であります。また、国では英語力の向上は極めて重要であるとして、これまでの読む、書くの文法を重視したものから聞く、話すを加えて、コミュニケーションを重視した学習指導要領を令和2年度から実施し、英語力の向上を図っているところでありまして、英語力を向上させることによりインターネット上での情報収集や学習、人的交流の広がり、自己肯定感の高まり、学習意欲の向上につながるものと考えており、英語検定の受験機会の拡大がこれらに寄与することが期待されています。英語検定料助成事業の内容について御説明いたしますが、助成対象者は、1つ、町内の小学校、中学校または高等学校に在籍する児童生徒、2つ、町内の特別支援学校に在籍する児童生徒、3つ目、町内の小学校または中学校、もしくは町内の高等学校または特別支援学校に在籍したことのある児童生徒のうち助成金の申請時において町外の小中学校や高等学校、特別支援学校等に在籍する児童生徒で保護者等が町内に住所を有する者のいずれかとしており、助成の対象となる検定級は小中学生は全ての級、高等学校等は3級以上としております。助成金額は受験した検定料の全額としていますが、1年度当たり1人1回を限度として交付しております。

そこで、御質問の実用英語技能検定の助成率になりますが、ここでは教育委員会で把握できる受験者数に対しまして助成した人数の割合とさせていただきますが、令和4年度で受験者数

216名、助成者数155名、助成率は71.8%、令和5年度は受験者数182名、助成者数164名、助成率は90.1%。令和6年度は2月末現在になりますが、受験者数165名、助成者数90名、現時点での助成率は54.5%となっておりますが、過去2年の傾向を見ますと3月に全体の3割強の申請があり、前年度の同時期と比較しても同程度の数値となっておりますので、最終的には前年度と同程度の助成率になるものと想定しております。

次に、2点目の日本漢字能力検定や日本数学能力検定など、他の検定料助成の考えはないかについてですが、各種検定につきましては日本漢字能力検定や実用数学技能検定、実用理科技能検定、簿記検定、珠算、電卓検定などそのほかにも様々な検定があることは承知しており、日本漢字能力検定は町内の一部の小中学校を会場に実施されていることも把握しておりますが、前段でも御説明したとおり、英語検定料助成事業につきましては英語力を向上させ、急速なグローバル化に対応した人材育成の観点から助成事業を実施しているものであり、数多くある他の検定料の助成につきましては考えてございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) それでは、幾つか再質問させていただきたいと思います。

まずは、1点目の静内高校、静内農業高校との連携や取組についてですが、必要な支援として高校生にバスの通学定期券助成、あとはグローバル人材の育成、あとは社会教育\_\_\_\_\_体験等の機会をサポートしているということで、あとほかには僕が知る限りでは高校生と町内の事業者さんたちと札幌に行ってPRをしたりとか、東京に行って、高校生がつくったものを企業の方々にPRしたりとか、あとは某大手のコンビニエンスストアと連携して、頑張ってる姿を僕のほうでも拝見しております。こういった取組というのは、素晴らしいものだと思っております。特に静農ブランド開発促進プロジェクトにとっては、全国的に見てもやっぱり特色のある活動をしていると思いますので、さらに進めていっていただきたいと思うのですが、その結果、今年受験のほうがこの間ありまして、そこに対する倍率、今年はずっと0.8だったと思います。これだけ高校生が頑張ってるPRして、町のほうもしっかりサポートして、あまり倍率というのは変わっていないという現状があるのですが、その辺はどのように考えているというか、もちろんこれだけPRできていればもうちょっと受験する生徒が増えてもいいのかなと考えはするのですが、その辺というのはどのように考えていますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 非常に大きな御質問だと思うのですが、今倍率0.8の原因がこれですという個別具体的なものはないので、やはり全般的にお子さんの数自体が当町のみならず全道、全国的に減っているというのは一つの増えていかない要素でもありますし、また地元から農業高校を志願する子どもたちも増えていっていない。これは、当然今進学する生徒さんが多うございますので、町外中心に別な進路を選択している状況にあるということで、先ほど壇上から申し上げましたけれども、まず特色ある学校、要は選ばれる高校づくりをしていかない限りこの改善というのはなかなか見込めないのかなというふうなことも考えていますし、一方で様々な環境ということで、外からも人が入りやすいような状況もやっぱり同時に考えていかなければならないのかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) はっきりとしたことは誰もが分からないとは思いますが、これだ

けPRした中で外から、現在静内農業高校のほうは町内の子たちよりも町外からの子たちが多いという現状もありまして、やっぱり保護者であったり、生徒さんたちの生活環境、そちらのほうのサポートというものをしてはいかかなと個人的には思っております。町外からこの新ひだか町に引っ越してくる、生活環境を変える、全ての環境を変えるというものは、やっぱり親御さんだったり、生徒さんにとって大きな不安があると思うのです。なので、その一つのサポートとして、現状新ひだか町内に、新冠町でもいいのですけれども、町内にある寮だったり、下宿といった状況、全てが分かるわけではないと思うのですけれども、分かる範囲内でお答えいただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 町内にある下宿、寮等の関係についてということで、まず静内高校には寮はなくてということと下宿に入居されている方がいらっしゃるということ、それから静内農業高校につきましては下宿、それから寮が1つあって、24名入寮できるということで、今現在も満室となっているということ。懇談させていただく中で、この寮がかなり老朽化してきているというような状況でございまして、こちらのことについて今何ができるかというところで町と、それから学校のほうでお話を、北海道教育委員会も含めてさせていただいているようなことで、これからはちょっと取り組んでいきたいなというところでございます。民間のほうにつきましては、具体的などころまでは把握していない状況ではございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 子どもたちにとって住環境という、そこの整備というのが一つの高校にとってPRというか、うちの高校はこういうふうにしっかり生活環境を整えています、安心して来てくださいというような、そういう状況を整えることはすごく大切なのかなと思いますので、今課長おっしゃられたように、寮のほうの老朽化という問題があるのであれば、やっぱり迅速に対応していただきたいというのと、寮を建てるであったり、下宿を建てるというところにはなかなか財政面、町が建てるべきではない、サポートする立場だと思うので、建てるというのは難しいとは思いますが、その中で家賃保証制度ということが、昨今全国的にも自治体がそういった制度をつくってサポートする、それをPRにつなげるというような動きがあると思うのですけれども、その辺の考えというものはどう考えていますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 高校支援についてはいろんなセクションが関わるということで、全般的に私のほうからお答え申し上げますけれども、先ほど壇上で企画課長からも御答弁しており、静内高校、静内農業高校両校ともに我が町にとって欠かすことのできない大切な存在ということで認識しておりまして、先ほど御答弁したとおり、学校側と、また町教育委員会とも一緒に今後に向けて様々な議論をしながら意識を共有しているところです。その中で学校側は町側、町教育委員会側含めてこの高校を将来に向かって残していくためにはどうしたらいいだろうという思考で様々な議論をしています。その中で実際先ほど通学の支援でしたり、来春からは給食の提供でしたり、そういうものがこの議論の中で実現してきている部分でございまして。今下宿のことについて具体的に何か動いているわけではないのですけれども、当然そこへの支援というものも今後に向けた一つの取組としてまないたに上がっていくことなのかなと思っておりますが、そこは学校側ともっと言えばその上の経営母体である北海道教育委員会を巻き込んだ中でこの課題に

どう対処していくか、そういうものの中で地元、町が担う部分があれば、そこは担っていききたいなとは思いますが、今町単独で何かこうします、ああしますという部分については現状まだないところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 今年、答弁の中にもありましたけれども、静内農業高校の給食提供の開始、来月からスタートすると思うのですが、こういったことが話に持ち上がると、やはり静内高校はどうなのだという話に確実になると思うのです。その辺の考えというのは、いかがお持ちでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 給食支援ということですので、私のほうから答弁させていただきます。

今お話のあったとおり、静内農業高校については来月から開始ということで、今日まさしく農業高校については直前のお試しというか、今いる生徒たちに試行するというようなところで今日もう行っているかなという時間になりますけれども、そういったことを準備してやっております。一方、静内高校に対する給食支援ということについてでございますが、このことについても静内高校側と内々の協議をいろいろ進めておりまして、まずどういう課題があるのかということもがあるので、まずお話ししましょうかということで、これも来週になるのですが、来週2日間かけて今いる在校生対象の希望者に向けて試行するというので、ただそれには設備的なものですか、農業高校と違って静内高校は4階まで教室がございます。そういったところでどうやって運ぶのか、その辺含めていろいろ試しをしてみて、それでできるのかどうかというのを今検証していくというような段階でございます。ですので、町も高校もその辺を踏まえて、今現在では、現段階では前向きに考えているというような状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 前向きに考えてくださるのは本当にありがたいことだと思いますし、そういう動きを検証というか、今後少しずつやっっていこうという中で、現段階で保護者さんもしくは生徒さんのほうからの声というものは、ぜひやってほしいであったりとか、そんな要らないよというような、何かそういったことというのは何かしら聞いていたりしますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 正式に生徒さん方あるいは保護者の方に何かアンケート調査とかをやっているわけではないのですが、ぼつぼつと給食やってもらえるとありがたいよねというようなところは、個人的なレベルぐらいではお話が来ます。ただ、これに関しては、先ほど言ったとおりどうやって運ぶのか、そういったところ、給食はどうしても熱いもの運んだりしますから、階段を持って上がるのには危険がないのかとか、やっぱりその辺をしっかりと検証した上でということになりますので、その辺も含めてその結果を学校とも協力をしながら、保護者、生徒さんの皆さんも十分に意見を伺いながら実施に向けて検討していくというようなことが必要かなと思っております。難しいからやっぱりできないわってなるのか、何とかそこをクリアしながらなるのかはやっぱりいろいろ試してみてからでないと分からないのかなということで、そういう段階にはいろいろお子さん方、保護者の方の御意見、要望とかはお聞きしながら進めていく必要あるかなとは考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 僕も、まだ子どもはちっちゃいのですけれども、子育て世代として、共働きが9割以上です。やっぱり学校給食というものの提供があると、そこにかかる時間であったり、労力であったりというのは軽減されることは間違いないと考えております、個人的には。なので、ぜひ積極的に前向きに進めていただければと思います。

そして、次の質問なのですけれども、町内2校の件、町のほうで、生涯学習課になるとは思うのですけれども、「まなび」チャンネルというユーチューブのチャンネルを開設されていると思います。やっぱり昨今のPR方法という意味の中ではすばらしい動きというか、可能な限りできることやっているのかなとは思っています。その中でも今SNSであったり、ユーチューブというのがPRという意味では昨今のやっぱり重要な一つの媒体になってくると思います。なので、この「まなび」チャンネルというものを使いながら高校のPRというところというのは町としてはできるものなのか、ちょっと僕もその判断は分からないのですけれども、どのように考えますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 町としての広く情報発信ということで、私のほうから答弁させていただきたいのですけれども、学校紹介のPRということであれば、基本的には道立高校になりますので、学校のホームページ、それから学校だよりなどで発信されているというところになります。もし学校のことを知りたいということであれば、そちらのほうを御覧になる方が多いのかなというところはありますけれども、そこで「まなび」チャンネルの活用ということで、議員おっしゃるとおり、教育委員会の生涯学習課が持っている動画のページなのですけれども、こちらについては町の様々な学びの関係で発信しておりまして、主に生涯学習事業ということでサークル活動ですとか二十歳の集い、成人式の関係、そういったもの、それから健康体操などを発信しているところで、そういった観点からいくと高校の先生や生徒が生涯学習事業に参加していただいているもの、例えばサイエンス講座とか、それから陸上部で運動の講座みたいなのも一緒に取り組まさせていただいているので、そういったことでの発信というのは可能かなというところとは考えます。ただ、学びのチャンネルということであれば、動画というのがなかなか興味を持って検索していかないと出てこないという、そういう仕組みもあるので、それが効果的かどうかというところはなかなか効果見込めないのかなというところもちょっとあるのかなというところで、一つの手法としては考えております。ただ、町としてはこれまで、壇上からもお話しさせていただいたのですけれども、町の広報で町の高校の魅力発信ということで取り上げさせていただいておりまして、これは特に町の中にお住まいになっている方々にもっと高校の魅力を知っていただきたい、そういうことで取り組まさせていただいているもので、掲載後反響もございまして、これが高校進学する参考になりましたということで、一定の効果があったなというところで評価してございますので、この取組については引き続き継続していきたいということで高校さんとも協議させていただいているところでございます。広報紙以外にもSNSで最近では卒業式なんかの場面も取り上げさせていただいて、学校での取組とか部活の活躍ですとか、そういったものをタイムリーに取り上げて発信しているというようなこともしております。ですので、どのようなターゲットに対してどんなものを発信していくかというところ、効果なども踏まえながら、学校とも相談しながら、情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) ターゲット、簡単に言えば町外と町内ではやっぱり変わってくると思います。やっぱりこの地域にとって町内の方々がもう少しというか、高校のことを知ってくださるといのはすごく大事だと思うのです。特に静内農業高校に関しては、サラブレッドの生産科ってやっている高校なんて日本ではここではないですし、町民としてそこは誇りに思っていたきたい部分でもあるので、やっぱり町民の方々に知っていただいて、うちはこんな高校があるのだよということを、町民のほうからの発信というものにもつながっていくと思いますし、そして町外向けであれば、さっきの「まなび」チャンネルですけれども、僕もチャンネルのほうを拝見させていただいて、多様なコンテンツがあったのです。なので、その中で少し高校生のほうも入れていっていただくと、やっぱりあれはチャンネル登録数も徐々に徐々に増えていると思うので、一つの手法としては間違いはないのかなと思ひまして、ぜひやっていただければと思っております。

それでは、次の質問に参りたいと思います。次の質問が全国の大学生との交流機会についての考えですが、これは高校のほうがやっぱり主体的に取り組むべきもの、そしてそこに対して町がどうサポートできるかというところだと思いますので、もしそういう動きがあればぜひ積極的にサポートしていただければと思ひます。やっぱり高校生にとって大学生との交流であったり、考え方というのはすごくいい教育の場面、経験の場面になると思ひますので、ぜひサポートをよろしくお願ひします。

そして次に、4つ目です。

○議長(福嶋尚人君) 橋本君、さっきからちょっと質問でなくて、要望みたいなことやっているの、質問してください。

○14番(橋本靖史君) 質問いたします。

それでは次に、4つ目の新冠町との連携の考えはについてです。まずは、現在新ひだか、新冠地域で組織しております日高中部通年雇用促進協議会、こちらなのですけれども、地元の企業の方々がサポートというか、参加していただいて、高校生との対談であったり、お話をいろいろな角度からしているような取組があると思うのですけれども、この中でどのような地元企業、業種の方々が参加されているのか教えていただけますか。

○議長(福嶋尚人君) 田中まちづくり推進課参事。

○まちづくり推進課参事(田中孔洋君) 新ひだか町と新冠の役場が事務局しております日高中部通年雇用促進協議会の事業になりますけれども、こちら高校生と働く放課後トークという事業やっています、令和6年度については11月27日にエクリプスホテルで開催しまして、高校生は静内高校と農業高校合わせて99名、事業所の方は34事業所で50名参加をいただきました。こちらの参加事業所の業種としましては建設業、それから車の販売整備業、軽種馬牧場、社会福祉法人と銀行、農業協同組合とホテル業、廃棄物の処理業、あと病院、整骨院、あと消防とか役場とか、そういう業種の方に参加をしていただいております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) この事業所様、参加していただいた企業さんの中で1次産業に関わる牧場さんであったり、農業であったり、水産業、その辺の参加というのはどれぐらいあるか分かったりしますか。

○議長(福嶋尚人君) 田中まちづくり推進課参事。

○まちづくり推進課参事(田中孔洋君) 水産業はちょっと参加はなかったと思うのですが、牧場でいきますと3件ですか、になります。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) ほかの業種と比較して1次産業の企業の方々の参加というのはどうしても少なくなりがちではあるとは思いますが、その辺は人材不足という意味でいえばどの業種もそうなのではあると思いますが、特にやっぱり1次産業の方々が今本当に後継者不足であったりとかに関わってくるとは思うので、参加を促していただきたいかなと思うのですが、どのようにその辺は今後こういった方向性で進めていくのかなと思います。その辺をお伺いします。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) この事業につきましては、次年度以降も継続して取り組んでまいりたいと考えておりますので、情報の発信の仕方、声かけの手法ほうのところ工夫しながらまた多くの方に、事業者さんに参加いただけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 次が業種、この協議会のほうですが、新冠町と連携してやっていたいているとのことですが、私が理想とするのは先ほど話していた高校です。高校とこのような形で一緒に取組をやっているのではないかと。むしろ今後新ひだか町も新冠町もそうだと思うのですが、財政面であったりとかマンパワーであったりとか、やっぱり厳しい状況があると思うのです。なので、高校に関して新冠からも生徒さんが来られていると思うので、やっぱりそこは連携して、一緒に高校の魅力化という意味で捉えて、答弁にもありましたが、やっていただくことはできないのかなと。むしろそういった、今後やっていかないとなかなか難しい部分も出てくるのかなと思うのですが、その辺どのように考えていますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 壇上からの繰り返しになってしまいますけれども、今具体的に取り組んでいるところが農業高校のバスということ、それから雇用促進協議会というところの取組が主となっておりますけれども、具体的なお話ができるものが今現在ございません。今後も必要に応じて新冠町さんとも場面に応じて協議させていただきながら、取り組んでいければと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) それでは、次の大きな質問に参りたいと思います。

「検定料助成について」です。英語の技能検定の助成率、まずは英語検定の助成というものが令和4年度から実施しているということで、今年で3年たつと思います。今後検定の助成についての効果検証であったり、あとは可能であれば成績がどれだけ上がっているとか、あとは受験している生徒さんたちの手応えであったりとか、どのように感じているかであったりとか、そういったことを検証するような考えというのはありますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○教育部長(藤沢克彦君) この事業、令和4年度から始まって、今年度で3年目を迎えているところになります。この検証については、2年目となった昨年度、令和5年度において一定の検証を行っておりまして、会場となる高校2校と中学校3校の計5校に対してアンケート調査を実施

しております。その中で、この5校のうち3校についてはこの助成事業を開始してから少しずつではあるけれども、英語に対する学習意欲が向上したと感じているというような回答をいただいています。あと、助成内容につきましては、4校が適当、またはほぼ適当というようなお答えをいただいております。一方、このアンケートにおいて何点か課題を指摘していただいたり、あと助成率という部分でいえばもうちょっと向上できるのかなというような課題もあるのかなということで承知しております、こういうところは今後に向けて改善していくべき点があるかなとは感じてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) ありがとうございます。やっぱりある程度一定の効果はすごくあるのかなと考えております。助成率も高いので、やっぱり町内の生徒さんたち、保護者さんたちの関心度は本当に高いのかなと思いますので、こういった取組はぜひ引き続きやっていただければというのと、あとは助成対象者に関して、これというのは助成対象の拡大として保護者に対する助成というものは、町の財政なかなか難しい部分はもちろんあるのですが、助成の対象者を保護者まで拡大という考えはいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 保護者の範囲というのがどこまでかというところもあるのですが、いわゆる一般の大人に対してという意味なのか、あくまでも小中高校生の保護者ということなのか、そこら辺はちょっとあると思いますけれども、我々としてはまず小中高校生の受験を進めて、特に小中学校については無料の学校で実施できる、例えば小学校であればESGですとか、中学校であればIBAという英検の無料の取組を活用して、英語学習の改善につなげるというような取組もしてございます。その延長上と言ってはあれですけれども、本当の英検の受験で力試しをするというようなところもございまして、児童生徒に関してはそういったような一連の流れの中で助成事業やっているというところがございます。保護者に対して助成するというのは、何かお子さんに対する動機づけの一つになるのかなというところは否定はできませんけれども、費用対効果の面ですとか、そこら辺をいろいろ考えていきますと、今はまずこの形でやっていって、英語の授業そのものの改善とか、そちらをやっぱりしていかなければ、本質的に英語力の向上というのにはつながらないかなと考えていますので、現時点で保護者まで助成対象を拡大するということは考えてございません。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 現実的にはやっぱり財政面もあると思うので、大変難しいとは思いますが、なぜ僕が保護者を含むとした理由というのは、もちろんデメリット、メリットそれぞれあります。例えば親も一緒に英語検定受けましょう、目標設定をして、そこに向かって子どもと勉強していく、これは僕が考えるにはメリットとしては親子のコミュニケーションが深まったり、子どもが親御さんと一緒に学習するとやっぱり学習意欲が向上、あとは簡単に言えば親子のコミュニケーションが取れるというところなのです。子どもはどういうところに得手不得手があるかであったりとか、あとは学習習慣、実際一緒に親が寄り添ってあげることによって例えばゲームであったり、スマホの規制だったりとか、親が監視できるというところに最大のメリットがありまして、それがやっぱり学習にとっては好影響を及ぼすのではないかな。それに対してデメリットももちろんあります。やっぱり今僕ら子育て世帯というのは、先ほど言いましたけれども、

9割以上が共働き、そんなようなことをやっている時間はないというのも現状としてはあります。なので、いざ取り組もうとしたとしても途中で挫折してしまう。挫折をしてしまうことによってやっぱりお子さんもモチベーションも下がって、やらなくなってしまうというような、ほかにもデメリットというのはあるのですけれども、そのようなことがあるのですけれども、それよりも積極的にこういったものを保護者まで拡大することによって、メリットのほうが僕は多いのかなと感じております。そして、それが保護者にとっても再度英語の学び直しだったりというものにつながるのではないかなと考えますが、どうお考えになりますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 先ほどもお話ししたところもちよつかぶるところもあるかと思いますが、保護者へのアプローチという点では、非常に議員おっしゃるとおりのところがあると思います。やはり子どもだけで取り組むというよりも保護者も一緒に\_\_\_\_\_をして子どもたちの英語、あるいは英検に対して応援をするというところについては、保護者のアプローチというのは、これ教育全般に関わることだと思いますが、非常に重要なと思います。そのきっかけの一つとして親まで助成対象を拡大するかどうかというのは十分検討の余地があるかと思いますが、我々としてはまずこの助成率7割とか9割というような数字がありました、まだまだ100%に近づいていないというところあります。それについては、お子様だけではなくて、やっぱり親御さんもこういった助成制度を知らないという方もまだ一部にいらっしゃると思いますので、そこら辺から親御さんにもこういった助成制度もあるからぜひ受けてみましょう。受けたお子さんについては必ずこの制度を活用して、100%に近い形で助成金事業を活用していただく、そこら辺のアプローチをまだまだ我々としてはまずやっていくべきところなのかなと認識してございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) それでは最後、次の質問に参りたいと思います。

日本漢字能力検定、もしくはほかの検定に対する助成の考えです。小中高生が受ける検定として主なものとしては、やはり漢字と数学が主なものになってくると思います。そして、これに関しては、高校の教育費が無償化になるであろうという未来を考えたときに、高校、競争率がやっぱり高くなってくると思うのです。競争率というか、就職であったりとか、大学進学であったり競争率だったりがいいところに行きたいってなって、皆さん来ると思うので、そこに対する力を学生たちはつけていけないといけないというところと、あとは先ほどの英語検定と一緒に、目標設定をすることによってそこにどう立ち向かっていくか、どのように勉強を進めていくか、そしてそこで合格したときにはやっぱり自己肯定感が得れたりとか、達成感というのはとても大切なことだと思うのです。なので、その一つの選択肢を増やすという考えでこの辺を質問させていただいたのですけれども、どのように考えていますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) おっしゃるとおり、こういった検定を受験するということはそれなりにやっぱりモチベーションを持って勉学に励むということにつながるかと思いますし、一部の企業あるいは大学とか専門学校、進学先についてもこういった検定の結果、資格を持って、そういったものに影響する、進学、就職に影響するというようなところもあるかと思います。ですので、こういったものを促す、受験を促すという意味では有効なのかなと思いますけれども、これだけた

くさんのいろんな資格がありますし、あくまでも資格ですとか、こういった検定というのは基本的には個人のものということになってきます。町としてどこまでそこを支援して助成していくのかというところに立ち返ったときに、英語検定につきましては、これまでおっしゃられたとおり、どうしてもこれからグローバル化に向けてこういった人材を育成しようという観点から助成をしているものでございまして、こういったような政策効果、政策目的というのを明確にした上で、今後それ以外の検定についてどうするかというのは考えるべきではないかなと思っておりますが、現時点で英検以外いろんなものに広げていこうというところには至っていないというところは御理解いただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) すみません。ちょっと角度を変えて、もう一つ最後に質問させていただきたいのですが、答弁にもありましたように簿記検定、こちらの検定だけでもならないのかわかりませんが、簿記検定、先ほどの高校の話にも関連するのですが、やっぱりここにある地元の高校を盛り上げるため、そしてそのまま会社、地元の企業さんで働いていただくためというような一つの目的があると思うのです。そのためには、高校生が卒業してからすぐ就職したときに、企業としては即戦力がやっぱり欲しいとは思っているのです。なので、そこに向かっていくためには検定としてこの簿記検定というものがやはり汎用性がとても高いものであります。なので、簿記検定一つ勉強しておけば汎用性が高いためどの業界でも活用できるのかなど。それが直接高校生であつたりの力になっていくのではないかなというような考えがあるのですけれども、その辺どのように感じますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 今の御質問にお答えします。

今の簿記検定もそうですし、それから普通自動車の免許、これなんかについても企業としては持っていることにとってもプラスになると思っております。ただ、こういうものの検定のものではどこまでやったらいいのかという線引きがなかなか難しいということもありますし、現在企業は逆に企業の魅力として資格取得について企業自体が人材育成というところでやっているところもありますので、基本的にはそちらに期待するということもございまして、先ほど管理課長が言ったとおり、今のところはどのようなものを選択していけばいいかということもなかなか模索できない状況でございまして、町としてはこういう部分については、今資格取得の助成については特段検討することは考えていないというところで御理解いただきたいなと思っております。これがまた町民からもたくさんの御要望があったときには、町としてもどういう目的で、どういう資格がいいかというのは検討させていただきたいなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時12分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

10番、木内君。

〔10番 木内達夫君登壇〕

○10番(木内達夫君) それでは、通告に従いまして、「町政執行について」一般質問をさせていただきます。

町長は令和4年4月に再選され、間もなく3年が経過し、令和7年度が任期最後の仕上げの年度となります。人口減少対策ですとか財政健全化、地場産業の振興対策など様々な政策課題がある中で新ひだか町のまちづくりをどのように進めているのか、町政執行について何点か質問をいたします。

まず、開かれた町政の実現についてであります。1点目、窓口改革の推進についてでございますが、先日の新聞でも2月3日から管内初で窓口での申請書を廃止し、書かない窓口のサービスを開始したという報道がありました。役場窓口での手続の簡素化は町民にとっても便利でありがたく、大変評価するところでございます。

そこで、質問でございますが、1つ目に、書かない窓口の具体的な手続方法、それと対象となる手続の内容はどのようになるのか。

2つ目に、執行方針で述べているマイナンバーカード及びラインを活用したサービスとはどのようなことかを伺いたいと思います。

それから、「生きがいの持てる地域づくりについて」であります。1点目に、生活支援支え合い推進事業につきましては、新ひだか町社会福祉協議会に委託しまして、地域の中で住民同士が主体的に行う介護予防、交流、見守り等の多様な活動を推進しております。高齢者等参加者の認知症予防ですとか相互交流、憩いの場、集いの場として大変大きな役割を果たしていると認識しております。

そこで、質問でございますが、生活支援支え合い推進事業の実施箇所数、あるいは具体的な取組内容はどのようになっているのか伺いたいと思います。

2点目に、訪問型サービス運営事業について、予算説明資料では地域内で行われている互助活動、集いの場への送迎支援において誰もが安心して利用、支援できる環境を整備し、持続可能な仕組みとする事業としております。生活支援支え合い事業として行っているふれあいカフェなどの利用者の中には高齢等で車がないために参加したくても参加することが難しく、運営されているボランティアの方が送迎しているという話も聞いております。今回の新規事業は、生活支援支え合い事業に関わる必要な事業であると私は認識しております。

そこで、質問でございますが、訪問型サービス運営事業の仕組みですとか、実施主体、具体的な内容について伺いたいと思います。

次に、3点目の重層的支援体制整備事業につきましては、令和7年度の新規事業でございますが、予算説明資料の行政評価個別事業シートでは、今まで縦割りになっていた高齢、障がい、子ども、生活困窮等の分野の相談支援と地域づくり機能を一体化する事業ということでございます。事業実施に当たりましては、各12事業を一体的に実施することが必須となっておりますけれども、国、北海道からの財政措置を見ましても、当初予算を見ますと民生費ですとか保健衛生費の様々な事業に財源充当されております。複雑で多岐にわたっておりまして、この制度を理解することがなかなか困難な事業でないかと私は思っております。

そこで質問でございますが、1つ目に、重層的支援体制整備事業の制度はどのような内容なのか。

2つ目に、重層的支援体制整備事業費補助金の対象となる12事業が必須条件でございますが、町が現在実施している事業と新たに実施しなければならない事業はどのような事業なのかを伺います。

3つ目に、全体事業費及びその財源内訳はどのようになるのか。

4つ目に、事業の実施体制はどのようになるのかを伺いたいと思います。

4点目に、医療供給体制の充実についてでございます。このたび我が町の中核的役割を担っている病院で救急指定病院となっている日高德洲会病院が新冠町へ移転することが決定いたしました。今後における安定的、持続可能な医療供給体制の確保が難しくなると考えておりますが、町立病院、あるいは夜間等の救急医療体制への影響はどのようになるかと考えているか伺いたいと思います。

5点目に、地域内公共交通体制についてであります。何度かこのことについては質問しておりますけれども、町民の買物、通院など日常生活に必要不可欠なものであるということは、町民の共通認識であると考えております。執行方針では、デマンド交通の実証実験を継続するとともに、町内全域への拡大の検討や既存バスの運行見直し、地域公共交通のマスタープランとなる交通計画の策定に取り組むと述べております。

そこで、質問でございますが、1つ目に、既存バスの運行見直しに取り組むということでございますが、町内循環線は柏台団地及び清水丘団地からの中心市街地への運行となっております。中心市街地から遠い神森地域住民の利用が難しい状況にあると考えておりますが、神森地域を通る運行ルートの設定ができないものか伺いたいと思います。

2つ目に、地域公共交通のマスタープランとなる交通計画策定の目的及び策定内容、策定スケジュールはどのようになるのか伺いたいと思います。

次に、「町との関わりを持つ関係人口の拡大について」であります。1つ目に、クラウドファンディング型ふるさと納税事業についてでございますが、この事業は令和6年度の新規事業といたしまして、町の魅力を発信し、全国から新ひだか町を応援してもらうファンを増やすためにふるさと応援寄附事業を拡充したクラウドファンディング型ふるさと納税事業ということで実施しておりますけれども、その取組状況と実績はどのようになっているのか伺いたいと思います。

以上、3項目7点について壇上から質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。  
○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

〔生活環境課長 中山雄一郎君登壇〕

○生活環境課長(中山雄一郎君) 木内議員から御質問の「町政執行方針について」の大きな1点目、開かれた町政の推進につきまして御答弁を申し上げます。

1つ目の窓口改革の推進における書かない窓口についての御質問でございますが、初めに書かない窓口サービス導入の経緯につきまして少し御説明をさせていただきますが、令和5年度から総務課デジタル推進係を中心にデジタル技術を活用した住民サービスの向上、いわゆる自治体DXを進めていくため新ひだか町DX推進本部を設置し、様々な課題の検討を進めておまして、その中の推進項目の一つとしまして、住民サービス向上のための窓口改革について作業部会を設け、関係課で横断的に協議を重ねてまいりました。この部会における協議の場では、本町の窓口サービスの現状を職員自身を知るため実際に引っ越し手続や保険証の申請手続など、ライフイベントによって生じる窓口手続を体験調査として実施し、ふだん手続を受け付ける側である職員と

してはなかなか感じることでできない住民の皆様の手間や負担感について身をもって把握するとともに、少しでもその負担を減らす窓口サービスの在り方について議論を重ね、解決手法の一つとしてデジタル技術を活用した書かない窓口サービスの導入を進めることといたしました。この書かない窓口サービス導入に必要な整備としまして、窓口支援システムと言われる窓口での受付システムのほか、目的手続ごとの受付発券機、手続案内モニター、証明書の料金をお支払いいただく際に使用するセミセルフレジ等を導入するとともに、併せて窓口手続カウンターについてはローカウンターを中心とした窓口を更新し、窓口ごとに仕切りを入れ、個人情報やプライバシーに配慮した空間を構築いたしました。なお、窓口支援システムにつきましては、地域振興課や福祉課、税務課等にも専用のパソコンを配置しておりまして、それぞれ所管する手続を受け付ける際に利用しております。

そこで、書かない窓口の手続方法でございますが、来庁された方には受付発券機において証明書の交付や引っ越し、マイナンバーなどそれぞれの目的に応じた番号札をお取りいただきます。職員側では受付の準備ができ次第案内モニターと音声案内によりその番号をお呼びし、窓口での受付手続が開始となります。受付手続は、初めにマイナンバーカード等の本人確認書類を御提示いただきまして、これまで来庁された方が御自身で記載していました異動届や申請書等については窓口支援システムを用いてお客様から職員が手続内容を聞き取り、確認をしながら一緒に申請書の作成等を行います。また、住民票や税証明等の交付手続においては、お客様に分かりやすいよう各種証明書の種類や料金を記載したメニュー表も用意しておりまして、耳の聞こえにくい方なども視覚的に必要な証明書を選べるよう工夫を行っております。この作成が終わりましたら、一緒に作成した申請書等の内容をお客様に御確認いただき、間違い等がなければお名前の署名をいただき、手続が完了いたします。なお、証明交付の場合につきましては、これらの申請手続の後こちらで証明書を発行いたしまして、セミセルフレジを用いて料金の会計を行うこととなります。転入、転出や婚姻、出生等の手続におきましては、住民異動に伴い保険証や医療費助成、児童手当等の手続が必要となる場合もあり、その際には、福祉課などの各担当窓口へ御案内をしております。

次に、書かない窓口の対象となる手続でございますが、生活環境課では住民票や戸籍、印鑑証明、課税証明など各種証明書の交付申請手続、転入、転出、転居等の引っ越しに関する住民票の異動手続、マイナンバーカードの住所、氏名等の変更手続、福祉課においては医療費助成や児童手当の手続、税務課では固定資産税に関する証明書の交付などが書かない窓口として受付可能となっております。

なお、参考でございますが、2月3日のサービス開始以降約1か月が経過しましたが、2月の実績として生活環境課住民係では1,400件の手続を受付しておりまして、窓口レイアウト等も変わったことから、戸惑うお客様もいらっしゃいますが、手続が簡単になってよかったなど、おおむね好評な御意見をいただいております。また、今後におきましては、さらなる住民サービス向上のため受付可能な手続を拡充していくとともに、これまで生活環境課や福祉課、健康推進課など複数の課へ行く必要があった引っ越しや結婚、出生など様々なライフイベントに関する手続を一つの窓口で完結できる書かないワンストップ窓口サービスの提供を段階的に始める予定となっております。

続きまして、2つ目のマイナンバーカード及びラインを活用したサービスの御質問でございま

すが、これらのサービスは書かない窓口サービスとは違い、役場に行かなくても自宅等から都合のよい時間に申請手続等を行うことができる非来庁型のサービスとなっております。マイナンバーカードの活用については行政手続のオンライン窓口であるマイナポータル、こちらを利用した手続を指しており、引っ越しの際の転出届、児童手当の現況届や住所、氏名等の変更、妊娠の届出、選挙の際の不在者投票用投票用紙の請求、災害時における災証明書の発行申請など様々な手続が、スマートフォンなどからオンラインで利用可能となっております。ラインについては、スマートフォンアプリを利用した手法でございまして、本町の公式ラインでは、成人の方の個別健診の予約、出産応援給付金や子育て応援給付金の申請手続、妊婦健診交通費助成申請、蜂駆除費用補助金申請などの手続が可能であり、ほかにもラインを通じた子育ての相談や地区ごとに応じたごみ収集日の前日配信、町主催のイベントへの参加申込み等も利用可能となっております。今後におきましても、デジタル技術を上手に活用し、来庁された方へのサービス向上や快適な空間づくりを図るとともに、併せて社会環境の変化や多様な働き方に配慮したオンライン手続の拡充に向けてスピード感を持って取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

〔健康推進課長 及川啓明君登壇〕

○健康推進課長(及川啓明君) 木内議員からの御質問の「町政執行について」の大きな2点目、「生きがいの持てる地域づくりについて」御答弁いたします。

御質問の1つ目、地域支援支え合い推進事業の実施箇所数や具体的な取組内容についてでございますが、本事業は「介護保険法」に基づき高齢者が要介護状態になることを予防し、社会参加を促しながら地域において自立した生活を継続してできるよう支援することを目的としております。本町におきましては、地域支援事業の一般介護予防事業として新ひだか町社会福祉協議会へ委託し、実施しているところでございます。事業の内容といたしましては、集いの場支援事業と支え合い仕組みづくり事業の2つがございまして、このうち御質問の趣旨である集いの場支援事業につきましては、集いの場サポート事業としてボランティアの立場で体操やストレッチなどの健康づくりやお茶会、食事会、趣味の活動などの地域交流等の集いの場を運営いただいている団体に対し運営費の補助や相談支援を行っているところでございます。事業の実績といたしましては、令和5年度に13団体、令和6年度には17団体に対し運営費補助を実施したところでございます。

次に、2点目の訪問型サービス運営事業の仕組みや実施主体など具体的な内容についてでございますが、本事業は「介護保険法」に基づく地域支援事業の一環として介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられ、令和7年度の事業化を目指しているものでございます。事業の仕組みについては、先ほど申し上げた一般介護予防事業として実施している集いの場への参加を促進するため、生活支援や移動支援を行う団体に対し支援の依頼者と支援の提供者をつなぐコーディネーターに係る経費等を補助することを想定しております。また、実施主体につきましては、集いの場を運営する団体を想定しているところでございます。住民の方々による集いの場の支え合い活動は、地域福祉の拡充において極めて重要な意義を有するものと認識しております。そのため、令和7年度より訪問型サービス運営事業として支援体制を強化し、地域で活躍されている住民の皆様を支援してまいりたいと考えています。

次に、3つ目の重層的支援体制整備事業についての1点目、重層的支援体制整備事業の制度は

どのような内容か、制度の内容に対する御質問についてでございますが、重層的支援体制整備事業は市町村が主体となり包括的な支援体制を整備することを目的として令和3年度に創設された制度でございます。本制度が創設された背景といたしましては、従来の福祉制度では対応し切れない社会課題が顕在化し、地域共生社会の実現が求められていることから制度化されたものでございまして、現行の相談支援体制では65歳以上の高齢者は「介護保険法」、障がい者であれば「身体障害者福祉法」、子どもであれば「児童福祉法」、生活困窮者であれば「生活困窮者自立支援法」などの各法令に基づき、それぞれの担当部署が支援を行っているところでございます。しかしながら、現状におきましては複雑かつ多様な課題を抱える世帯が増加しており、従来の支援体制では十分な支援が難しいケースも生じているところでございます。具体的に申し上げますと、例えば70代の認知高齢者への支援を行う際、その世帯に40代の精神疾患を抱える子どもや10代で不登校の孫が同居している場合など、このような世帯につきましては、従来のように各担当部署が個別に支援を行うのではなく、世帯全体の状況を包括的にアセスメントしながら支援を行うことが重要でございます。そのため、部署の垣根を越え、一体的に連携、協力を図るチームとしての関わりが求められているものでございます。また、ひきこもりの方などを対象とした積極的な訪問相談、いわゆるアウトリーチの実施やその受皿となる居場所づくり、さらには当事者が地域社会へ参加するための支援を一体的に実施することにより社会孤立を防ぐ仕組みづくりにつながるものと考えているところでございます。こうした複雑化、複合化する課題を抱える世帯への相談支援機能の強化に加え、自ら支援につながる方が困難な方に対し受け身になるのではなく、積極的にアウトリーチによる支援を実施すること、さらには社会孤立を防ぎ、人と人をつなぐ仕組みを構築することが本事業制度の目指すところでございます。

次に、2点目の12事業の必須事業のうち町が現在実施している事業と新たに実施しなければならない事業についてでございますが、重層的支援体制整備事業は前述いたしましたとおり各分野、介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援や地域支援の事業等を包括的に実施することが求められており、国が示しております12の事業メニューを一体的に実施する必要があります。そこで、重層的支援体制整備事業の12事業のうち本町において現在実施している事業は7事業でございます。まず相談支援機能に関する事業として、高齢者分野においては1つ目の地域包括支援センター運営事業、障がい分野においては2つ目の相談支援事業、児童分野においては3つ目の利用者支援事業を実施しております。また、地域づくり機能に関する事業として、高齢者分野においては4つ目で地域介護予防活動支援事業及び5つ目で生活支援体制整備事業、障がい分野においては6つ目で地域活動支援センター事業、児童分野においては7つ目で地域子育て支援拠点事業の7事業を既に実施しております。一方で、未実施の事業として新たに実施しなければならない、または機能補完しなければならない事業は5事業ございます。1点目は、福祉事業未設置町村による相談事業でございまして、生活困窮者からの相談を窓口等で受け、必要な支援につなげる事業、2点目は多機関協働事業でございまして、複合的な課題を抱える世帯に対し関係機関が連携して対応する仕組みを構築する事業、3点目は生活困窮者等のための地域づくり事業でございまして、地域住民のニーズを把握し、地域コミュニティの形成を促進する事業、4点目はアウトリーチ等継続支援事業でございまして、社会的に孤立し、必要な支援が届いていない方に対し積極的な訪問を通じて関係を構築し、支援につなげる事業、5点目は参加支援事業でございまして、アウトリーチによる相談を通じて社会とのつながりが必要な方に対し就労支援や適切な居場所提

供につながるものであります。御説明のありました5つの事業につきましては、既存の取組の再構築による支援体制の強化、または新たな取組として実施していく必要がある事業となっております。

3点目の全体事業費とその財源内訳についてでございますが、2点目で説明いたしました12事業の重層的支援体制整備事業の総事業費は約2億2,400万円を見込んでおります。財源内訳としましては、国庫補助が5,000万円、道補助が2,500万円、日高中部広域連合補助が1億400万円、一般財源が4,500万円となっております。

次に、4点目の事業実施体制はどうなるのかについてでございますが、本町では複雑かつ多様な課題を抱える世帯等への対応として、今年度よりこども家庭センター及び成年後見制度利用促進中核機関を健康推進課内に設置いたしました。これにより地域包括支援センター障がい者福祉基幹相談、保健指導の機能が健康推進課に集約され、組織体制的にも事業実施を意識し、重層的支援体制整備事業の実施体制を整えてきたところでございます。個別事業の実施体制につきましては、現在町で実施している7事業については引き続き継続してまいります。未実施である5事業のうち社会福祉事務所未設置町村相談事業と多機関協働事業につきましては、健康推進課の既存の機能と人員体制を生かし、連携を強化することで実施が可能であると考えております。一方で、生活困窮者等のための地域づくり事業、アウトリーチ等継続的支援事業、参加支援事業の3事業につきましては、現行の体制のみでは実施が困難であるため、福祉分野において実績と信頼性を有する法人等へ事業を委託することを想定しておりまして、今後町と事業者が協働しながら未実施事業の具体的な実施に向けて取り組んでまいります。

○議長(福嶋尚人君) 木内君、医療供給体制以下については答弁は午後からにしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) では、暫時休憩いたします。1時再開いたします。

休憩 午前11時41分

---

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

渡辺町立病院事務長。

〔新ひだか町立病院事務長 渡辺智之君登壇〕

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) 木内議員御質問の大きな2点目の4つ目、医療提供体制について御答弁申し上げます。

日高德洲会病院は、病床数199床を有し、救急指定病院として救急患者様の受入れや一般外来から透析センター及び健診センターや介護関連事業など、本町はもとより、日高圏域にとって重要な役割を担っているものと認識しております。

そこで、御質問の日高德洲会病院が新冠町に移転することにより町立病院や夜間等の救急医療体制への影響はどのようになると考えているのかでございますが、川端議員の一般質問でも御答弁いたしました。現在院内において日高德洲会病院移転に伴う町立2病院の医療提供体制について検討を始めており、令和7年度中には方向性を明確にし、令和8年度から計画的な体制整備を進めてまいりたいと考えております。また、木内議員が御心配される夜間等の救急医療体制に

つきましては、今後ますます医療従事者不足が進むと予測されている中、町立病院のみで対応することは厳しい場面も当然ながら想定されますが、日高德洲会病院は町外に移転はしますが、近隣にはございますので、従来と同様な救急医療体制は継続できるものと思われませんが、いずれにしても院内体制の検討とともに日高德洲会病院を含めた町内医療機関との地域連携につきましても併せて検討していかなければなりませんので、あらゆることを想定しながら総合的な検討を進めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

〔企画課長 樋爪 旬君登壇〕

○企画課長(樋爪 旬君) 私からは、御質問の大きな2点目の5つ目、「地域内公共交通体制について」御答弁申し上げます。

まず、1つ目の町内循環線について神森地域を通る運行ルートの設定ができないかとの御質問ですが、道南バスが運行する町内循環線につきましては静内駅を出発して中心市街地、柏台、清水丘を經由して静内駅に戻る系統が内回り、外回り各3便、また清水丘を出発して柏台、中心市街地を經由し、静内駅が終点となる系統が1便の計7便が朝の8時台から夕方の6時台までの間を等間隔で運行しており、町民の皆様に通勤、通院、買物などの目的で利用されております。そこで、御質問の神森地域を通る運行ルートの設定についてですが、議員御指摘のとおり神森地域は循環線の運行経路からは大きく外れており、同路線を利用することが難しい環境にあることは町としても認識しているところでございます。加えて、神森地域から中心市街地への移動手段として一部住民に利用されていた御園線が昨年9月に廃止となり、その後町で運行を開始しましたデマンド交通についても同地域はタクシー事業者の営業エリアであることから、デマンド交通の対象エリア外となっております。あわせて、10月15日から運行を開始した定時定路線型の乗合ワゴンも利用可能であるものの便数が少なく、利用したい時間の運行がないということで、同地域の住民の皆様からタクシー以外で中心市街地へ移動できる公共交通を望む声を複数いただいているところでございます。

循環線のルート見直しにつきましてこれまでも地域からの要望があり、道南バスと協議しておりましたが、昨年度は御園線廃線による影響も大きかったことから、改めて循環線の経路変更について検討していただけないか強く申入れをしております。これに対し、直近の協議において道南バスからは運転手不足や2024年問題への対応のほか、29年ぶりとなるバス運賃の値上げの対応にも追われ、なかなか話を進められない状況であったが、現状は理解するので、まず利用者の減少により国庫補助の要件から外れた静内浦河間の路線バスなど日高管内の国道を走る路線の最適化の協議を進め、運行ダイヤがある程度決まった段階で循環線の運行ルートの検討を進めるとの回答をいただいたところです。報道等で御承知のとおり、どのバス事業者も都市部であっても運転手不足により路線バスの運行そのものが厳しく、不採算路線は縮小していかなければならない状況にあります。循環線についても不採算路線となっており、その欠損額の7割を町が負担し、3割を道南バスが負担しております。ルートを延長するだけでは赤字が増える可能性もあることから、確実に利用が増えることや運行便数を減らすなどの協議も求められると思われまます。協議によりどこまで改善できるかは不透明であります。令和7年度中に具体的な循環線のルート変更の検討に入りますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、2つ目の交通計画策定の目的、策定内容、策定スケジュールについてでございますが、

交通計画につきましては近年の人口減少の本格化、運転手不足の深刻化、公共交通を確保、維持するための公的負担の増加等により公共交通の維持は容易ではなくなっており、これまで続けてきた民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担うという構造が難しくなっている中で、地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで地域の暮らしを支える持続可能な移動手段を確保することがますます重要となっていることから、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が令和2年11月に施行され、地方自治体での策定が努力義務化されたところで

す。

そこで、御質問の交通計画策定の目的につきましては、地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続可能なサービスを提供することと、現在実証実験を行っているデマンド交通については本格運行した際に国の地域内フィーダー系統確保維持費補助金の活用を見込んでおり、補助を受けるためには交通計画への路線の登録が要件となっていることも策定の目的となっております。策定内容につきましては、主なものとして基本的な方針、計画の区域、計画の目標、実施事業、実施主体、計画達成状況の評価、計画期間などを記載することとなり、また策定に当たっては関係行政機関、バス、タクシー事業者や利用者等で構成する「地域公共交通活性化再生法」に基づく法定協議会を設置し、協議、意見交換、合意の下に計画作成を進めることとされております。策定に向けたスケジュールとしましては、令和7年度は法定協議会の立ち上げ、計画のたたき台を作成するための各種データの収集や分析、国道を走る路線バスの最適化協議、町直営バスの現状把握と今後についての検討などを進めてまいります。その後、実証実験の成果を入れ込みながら、できるだけ早い段階で本計画を策定したいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 森 勝利君登壇]

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 私からは、大きな項目の3点目、「町との関わりを持つ関係人口の拡大について」の(1)クラウドファンディング型ふるさと納税事業について、令和6年度は町の魅力を発信し、全国から新ひだか町を応援してもらうファンを増やすためふるさと応援寄附事業を拡充したクラウドファンディング型ふるさと納税事業を実施しているが、その取組状況と実績はどのようになっているのかについて御答弁申し上げます。

クラウドファンディング型ふるさと納税制度は、魅力的な地場製品の創出及び観光振興等に資する事業に取り組もうとする事業者をふるさと納税の仕組みを活用して資金的に後押しすることにより、町の魅力向上と地域経済の活性化に資する経済活動を誘発しようとするものでありまして、具体的には町が採択した事業に必要な資金をクラウドファンディング型ふるさと納税に関わるインターネットサイトで募り、集まった寄附金からサイト掲載料や返礼品代などの関連経費を差し引いた残額を全て補助金として交付するものでございます。

そこで、御質問の取組状況と実績でございますが、今年度における事業の公募には2社から応募があり、いずれも地場製品と認められるような新たな特産品開発に取り組む内容でございましたので、本制度に合致するものとして採択し、既に寄附金の募集を行っているところでございます。実績として、本年2月の時点では採択した2事業のうち1事業が既に目標金額を達成しており、もう一事業についてはまだ目標金額には届いていないものの、一定の寄附金を獲得できているところでございます。なお、本制度では目標金額の達成、未達成にかかわらず提案事業には必

ず取り組むことを条件としておりますので、いずれの事業者にも集まった寄附金から関連経費を差し引いた残額を全て補助金として交付する予定でございます。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 私の質問に対しまして大変詳細な、そしてきめ細やかな答弁ということで、本当にありがとうございます。これから再質問させていただきます。

まず、1点目の書かない窓口の手続方法ですけれども、本当に手続方法、詳しく説明をいただきました。この手続方法の中で、今までと違って申請書自分で書きませんから、まず発券機ですか、取って、その後アナウンスがあって、表示盤もありますよね。アナウンスがあって、本人がカウンターに行って、職員が申請書なりの聞き取りすると。そこで書いたものに署名する。その後は交付を受けて、セミセルフレジですか、等使って会計をすると、こういう流れだと思うのですが、それでその場合に一番大事なことは本人の確認証明、確認書ですか、マイナンバーカードですとか保険証、それから免許証、こういうものあるのですが、これを持参しないと、仮に忘れてしまうと一旦帰らなければいけないということがありますので、本人確認書類ですか、書というのですか、それを必ず持参するのだということを町民にしっかりと周知徹底するということが必要だと思うのですけれども、そのことについての考え方、伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 小野生活環境課長補佐。

○生活環境課長補佐(小野和寿君) 本人確認についてですが、こちらのほう「住民基本台帳法」ですとか戸籍法で義務づけられておりまして、これまでも原則本人確認書類は確認させていただいておりまして、一定程度住民の皆様には浸透しているものだとは思っております。ただ、議員御指摘のとおり忘れてしまった場合なんかもございますので、そういった手間が発生するおそれもありますので、広報等で周知などを図っていきたいと考えております。あと、カードの身分証明お持ちではない方もいらっしゃいますので、マイナンバーカードの作成勧奨ですとか、そういったようなところも併せて周知図っていきたいなと思っております。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、答弁の中で令和7年度で新たに生活環境課で行うサービス、行っていくのだという答弁がありましたけれども、時期的なものかどうかというサービスを行っていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) ワンストップ窓口サービスの関係だと思いますけれども、こちらサービスの展開については、今令和7年の6月頃からスタート切れればいかなということまで準備を進めております。予定している手続ですけれども、ワンストップとしてはまず一つ大きな保険関係、こちらのほうでは転入に関しまして、例えば国民健康保険ですとか後期高齢者医療、これらの加入の手続、また出生の場合の国民健康保険の加入の手続、それから住民異動、転居、お引っ越し、町内転居に伴う国民健康保険、後期高齢者医療の住所変更の手続を行いたい。また、同じく\_\_\_\_\_医療費の助成というのもございます。こちら町内での転居に伴います子ども医療費の助成制度の手続ですとか重度心身障がい者医療費助成制度、これらの住所変更手続もワンストップで行っていきたいと考えております。そのほか転入等により必要になります小中学生の転校の手続、これもうちのほうで扱っていきたい、ワンストップ化していきたいと考えておりますし、各種障害者手帳、こちら返還の手続、ちょっと返還の部分だけになりますけれども、

これらをワンストップとして取り入れていきたいと今のところ考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、書かないワンストップ窓口の最終形という考え方をどう考えておりますか。恐らくこれからもどんどん、どんどんそういうワンストップ行っていくという考えを持っていると思うのですが、最終形として考えたらどういう形になりますか。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 最終形という御質問でございますけれども、令和7年6月のお話申し上げましたが、令和8年度についてはこのほかに転入に伴う児童手当の新規の認定手続ですとか、あと出生に伴う同じく児童手当の新規認定です。額の改定請求、それから同じく出生に伴いまして公営住宅の同居の手続ですとか、それから飼い犬の登録の手続、こういうものもワンストップ化していきたいなと思っておりますが、ではこれが最終的な完成かということ、最終のものだとは全く考えておりません。全ての役場の手続をワンストップはちょっと難しいというか、何百種類とあるので、なかなか難しいのですけれども、住民の皆様の目線に立つと転入ですとか結婚、出生とかそれぞれライフイベントというのが生じますので、少しでも多くの手続をワンストップでできたほうがもちろん住民サービスの向上にはつながっていきますし、来庁される方の負担の軽減も図れるのかなと思っております。今後も今申し上げた手続以外にも関係課と協議をしながらになりますけれども、随時進化をし続けるような形の窓口を常時展開していければなど考えております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それでは、次に移りたいと思います。

集いの場サポート事業、これ答弁いただきましたけれども、これは運営は地域の方々、ボランティアによる運営だということなのですけれども、運営費等の面はどのようになっておりますか。

○議長(福嶋尚人君) 戸子台地域包括支援センター長補佐。

○地域包括支援センター長補佐(戸子台弘一君) お答えいたします。

基本的には、参加者の方の利用料と、それから社会福祉協議会を介しての集いの場のサポート事業からの財政支援と考えております。また、地域団体によっては独自財源であったり、またそのような場を実施するスタッフの方々の持込み、または参加していただく方の持込みなど団体さん、地域によって創意工夫により実施していただいていると考えております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、私もふれあいカフェですか、これ川合、西川あるいは東静内に実は昨年から今年にかけて参加させていただきました。これ一回来て、見てもらえないかという声もありまして、伺ったのです。参加者が35人から40人ぐらい、しかも地元以外からも、市街地からも行っているだとか、東静内、あと春立から来ているとか、かなり多いのです。答弁もありましたが、カフェ自体も増えてきているということで、参加してみて、かなりこれはいい事業だなと私は感じました。ゲームをしたり、カラオケをしたり、それから川合、西川では結構、毎週水曜日やっていますけれども、講師先生を呼んで、保健センターの職員も行って、認知症、認知のテストとか、そういうものやっていますし、これはいい事業だなと私は感じております。今運営費の関係も出ましたけれども、運営費の中で負担金、これ100円なのです、大体。神森だけが、これ社会福祉協議会に聞いたのですが、200円プラスコーヒー代100円で300円、食事がないところは

無料というのがありますけれども、大体食事があって、ワンコイン、100円なのです。これ私少ないと思います、負担するのは。もっと自分で、個人負担、食事していますから。あるいは、コーヒーも出る、お茶も出る、お菓子、あめが置いてあるとか、かなり経費的にかかっているように見受けられます。今の物価高で恐らくやっていけない。今答弁ありましたけれども、非常に厳しいのではないかとことを考えますと、運営費の支援、この額をやっぱり増額すべきでないかと私は思うのですけれども、その辺はどのように考えておりますか。

○議長(福嶋尚人君) 戸子台地域包括支援センター長補佐。

○地域包括支援センター長補佐(戸子台弘一君) まず、この事業の基本的な考え方でございますが、壇上で御答弁申し上げたように、「介護保険法」に基づく地域支援事業に基づくものでございまして、この事業の基本的な考え方なのですけれども、支援をする人とされる人を明確に分けるものではなくて、一緒に支え合う、言わば地域共生社会の実現を目指した事業となっております。このことがこの事業を考える出発点になるのですけれども、集いの場に置き換えて考えてみますと、こういうイメージになるのですが、参加する方も実施する方もお互い物品を持ち寄りたり、あるいは自分で作ったものを持ち寄って楽しい会にしよう、介護予防しようという、これが出発点になります。そこで、ただし議員が言われたように、私どもも直接的にも間接的にもこのような声というのは常々聞いております。何とかしなくてはならないなとも考えておりました。事業の関係で各団体さんと接する機会、ヒアリングを行う機会というのはあるのですけれども、その中では確かに運営が苦しいという、こういう状況の厳しい声も伺っておりますが、一方でいやいや、大丈夫ですよ、足りていますよというふうな声もありまして、今の時点で一律この集いの場サポート事業の増額という判断には至っておりません。

ここでどのようにこれから展開していくかということの町の姿勢でございますが、議員が質問していただいたように、訪問型サービス事業という形で支援していきたいと考えております。この事業は、集いの場の課題の一つとして会場に行くまでの送迎というところは大きな課題になっておりました。また、その前後の生活支援の課題というふうなところも私たち感じ取っております。そこで、ボランティアという形にはなりますけれども、運転ボランティアだったり、生活支援ボランティアだったりとか、そういったことを実際やっている方というところも私たちアンケートを取りまして、実際に団体の方、従事している方からの意見も聞いておりますので、こういった形を生かす形で訪問型事業というふうな形で事業化してみたいと考えております。この事業の考え方なのですけれども、現時点では民間への委託というふうなものは考えていなくて、町直営という形でまずは実施してみたいと考えております。この事業は、実施主体の方の考え方によりまして例えば運転される方のボランティアの報償金ですとか、または保険料なんかも補助の対象として組みたいと思っております。壇上でも御答弁申し上げたように、コーディネーターの人件費という形でも助成していきたいと考えております。このような形で地域で積極的に動いている団体さんに対して支援の一助になればなということで、令和7年度に事業化を目指しているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それでは、今の訪問型のサービス事業の関係に移りたいと思うのですが、今詳しく訪問型サービス事業ですか、この関係御答弁いただきました。そこで、地域の運営主体ということですから、実際にふれあいカフェを運営している団体といいますか、任意団体なので

すが、そこに直接町がそういう今の制度を使って支援していくという考え方だと思うのです。それで、そうすると仮に送迎だとしますと、送迎の車両だとか、そういう運転手だとか、運転する方、こういう方も出てくるのですが、その方たちに対する支援というのはそこに含まれてくるということになりますか。

○議長(福嶋尚人君) 戸子台地域包括支援センター長補佐。

○地域包括支援センター長補佐(戸子台弘一君) 議員の御指摘のとおりでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、今利用する方、料金とかからないことになるのですか。例えば支援を受ける方。運営者側が仮に車を出したりする。では、そこに乗っかって利用すると、そういう方というのはどういうことになりますか。料金かかるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 戸子台地域包括支援センター長補佐。

○地域包括支援センター長補佐(戸子台弘一君) 現時点で明確にまだ町の方針を決めているわけではありませんが、基本的には実施している団体さんに決定していただきたいと思っております。もちろん補助としては上限額の設定も考えております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 次に移ります。

重層的支援体制整備事業の中で、新たに実施する中で3事業を委託するという事で答弁いただきました。この事業内容どうなるのか、あるいは委託先、これについても町内業者ができるものなのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 山田こども家庭センター長補佐。

○こども家庭センター長補佐(山田直樹君) 新規委託の3事業の事業内容についてですが、まず生活困窮者等のための地域づくり事業につきましては、地域住民のニーズ把握とニーズに対する支援のマッチング、また支援が必要な方々への居場所づくりですとか、民生委員さんの担い手確保などの事業となっております。

次に、アウトリーチ等継続的支援事業については、スクールソーシャルワーカーを配属しまして、各小中学校へ定期的に配置しまして、問題を抱える児童生徒やその保護者、学校教員等に対して相談や情報提供などを行っていきます。また、スクールソーシャルワーカーとは別に必要な支援が行き届いていない、社会から孤立しているような方々へのアウトリーチ支援というのを積極的に行っていく事業になります。最後に、参加支援事業につきましては、地域づくり事業やアウトリーチ事業によってつながった方々を社会参加へとつなげる調整を行う事業となっております。また、この事業を活用しまして児童館機能の強化をしてまいります。具体的には、親の送迎問題から少年団活動などへの参加ができない子どもたちに対しまして児童館から活動場所へ送迎する仕組みを実施してまいります。これらの委託による人員の規模なのですが、まず生活困窮者等のための地域づくり事業では常勤職員が1名、アウトリーチ等継続的支援事業ではスクールソーシャルワーカーが常勤1名とその他のアウトリーチ職員として常勤1名、参加支援事業ではパートタイム職員が2名で合計5名体制と考えております。委託先につきましては、町内業者でも可能な事業所はあると見込んではおるのですが、町外事業者も含めて公募によりまして広く事業者を募りまして、選定する予定でございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それでは、次に移ります。

医療供給体制の充実について御答弁いただきました。それで、徳洲会病院が移転することによりまして町立病院の役割が大きくなると。そうなりますと、今まで以上に医療スタッフ、この充実、強化が必要になってくると思うのです。医療従事者、特にお医者さんの確保、これ私何回か過去にも質問しておりますけれども、今現在内科1名、これちょっと本当に1名では大変な状況になっている。今あれです。ですから、外来もずっと1週間、5日間、出れませんよね、検査ありますから。ですから、早急にそれは確保が必要だと私は思いますけれども、医師の確保についてどのような対策、あるいは招聘活動、こういうのを行っているのか伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺町立病院事務長。

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) 木内議員おっしゃるとおり、内科医の確保、特に静内病院においては課題であると承知をしております。そこで、医師の確保についての対策や活動ということでございますけれども、答弁前後いたしますけれども、まず活動でございますけれども、これまでも関係医育大学のほうに訪問を行って、医師確保についてのお願いや情報収集というものを行ってございます。また、同じく関係医育大学のほうから学生や研修医を定期的に受入れを行っている。また、併せて今現在人材紹介会社を活用した医師の確保に向けての取組を行ってございまして、令和5年度につきましては2名の新たな医師を採用できたとなっております。また、令和6年度でございますけれども、こちら残念ながら採用には至りませんでしたけれども、2名の医師が本町のほうに来ていただいて、面談を行ったというところもございます。今までの取組というところが徐々にですが、実を結びつつあるのかなと考えているところでございます。それと、令和7年度でございますけれども、苫小牧圏域の医療機関と研修医を受け入れるべく今準備を進めているところでございますので、これらの取組を着実に進めてまいりたいと考えてございます。

それと、医師についてどのような対策というところでございますけれども、常勤医師、今静内病院で7名、三石国保病院には2名、合計9名いますけれども、医師の負担軽減、また診療科によっては全く対応できないというところもございますので、その場合については関係機関から出張医、定期非常勤医師の派遣をいただいて診察を行っているというところでございます。この定期非常勤医師の招聘というところも、併せて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 今令和7年度で苫小牧圏域の中で研修医の受入れと、こういう答弁ありましたけれども、これ見込みがありそうなのですか。可能性としてどうですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺町立病院事務長。

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) 今現在はもう既に1名を受け入れるということで進めております。あとは、時期の調整というところで今現在進んでいるところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) その医師の方、研修医ですけれども、専門科は何になるのですか。内科ではないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺町立病院事務長。

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) 残念ながら何科になるというとか、あとどの方が来れるというところまではまだ承知をしていないところでございます。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、町長に質問させていただきたいと思いますが、町長就任以来、平成30年4月ですか、就任しておりますけれども、7年たとうとしているのですが、町長自らトップセールスというか、医師の招聘に動いたという実績、働きかけをしたということはございますか。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) トップセールスといいますか、招聘の私が何をやったかということが具体的には分かりませんが、令和5年のときには、今具体的に申しますと、三石に来られている院長先生には私直接会って、まだ私どもの町に来るということを決定していなかったですけども、直接お会いして、いろいろと説明をさせていただいて、結果的に来ていただくことになったということはございます。あと、私常日頃あるのは北海道から地域医療団体のほうにOBの方がいろいろと入っておりますので、そういう方を通じたりして、いい話あったら頼むわというようなことはしているところでございます。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それでは、次に移りますけれども、道南バスの町内循環線ですか、答弁いただきまして、これ確認したいのですが、令和7年度に道南バスさんで見直しについて協議することですけれども、それはルート変更、神森地域を含めた協議をすると、こういう理解でよろしいですか。

○議長(福島尚人君) 中村企画課長補佐。

○企画課長補佐(中村隆志君) 議員おっしゃるとおり、神森地区のルート変更も含めた協議となります。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(福島尚人君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 1時38分)